

令和8年2月13日

尾道市長
(建設部契約課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 (株)トーニチコンサルタント
東京都渋谷区本町1-13-3
- 2 指名除外期間 令和8年2月13日～令和8年4月12日 (2か月)
- 3 事実概要 特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第13項第1号に該当する。

(建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第13項第1号)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 13 次の(1)から(6)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2)～(6) 略	当該認定をした日から4か月以上24か月以内

○指名除外措置の課徴金減免制度への対応について
公正取引委員会の課徴金減免制度の適用事業者であるため、建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱第3項第5号の規定により、4か月の措置期間を2分の1短縮し2か月とする。

＜建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱第3項第5号＞
(5) 市長は、対象者について情状勾量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第2号及び第3号の規定による指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該期間の2分の1までの期間に短縮することができる。